

第 11 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 3 年 10 月 20 日 水曜日 9 時 30 分

会津美里町役場 本庁舎 2 階 常任委員会室

会津美里町農業委員会

第 11 回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年10月20日 水曜日 9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 常任委員会室

出席委員	欠席委員
1番 渡部 稔	
2番 眞鍋 伸太郎	
3番 村松 祐一	
4番 諏訪 栄一	
5番 野中 充	
6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫
8番 福田 真実	
9番 柴崎 陽	
10番 大井 豊記	
11番 間舩 一男	
12番 松本 吉弥	
推進委員 本名 京子	
推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人
	推進委員 眞部 剛
	推進委員 齋藤 仁
	推進委員 山田 幸市
	推進委員 佐藤 健一
	推進委員 山内 栄一
	推進委員 佐々木 宏光
	推進委員 山内 祐太郎
農業委員 11名出席／12名	
推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 4番 諏訪 栄一 5番 野中 充

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、7番 佐藤孝夫 委員より欠席の届出がございました。また、2番 眞鍋伸太郎 委員より、遅れるとの報告がありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第11回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
4番 諏訪 栄一 委員、5番 野中 充 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第5条関係】

議 長 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号8番 設定人は 、
被設定人は 。申請農地は字台ノ
下3651番 田 380㎡（実測370.75㎡）であります。

移転時期及び価格は、許可日以降で1㎡あたり1,256円の賃料となります。
権利設定の理由ですが、小売店舗用地であります。

工事着工及び完成は、許可日から令和4年2月23日の予定となっております。建築物の名称及び面積は、店舗面積221㎡、駐車スペース385㎡、管理スペース2,259㎡、併用地2,494.51㎡を含んでおります。現地調査を実施しております。

受付番号9番 譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、永井野字八月田1456番2 畑 23㎡ であります。

移転時期及び価格は、許可日以降で、1㎡あたり7,761円のととなります。

権利移転の理由ですが、自宅進入路の用地であります。追認案件となっております。工事着工及び完成は、許可日から令和3年11月30日です。

建築物の名称及び面積は、進入路20㎡、植栽3㎡であります。

現地調査を実施しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。まず、受付番号8番について、本名京子委員より報告願います。

本名委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。

令和3年10月7日 午前9時から調査を行いました。

出席者は、設定人の さん、申請代理人の 、

関係業者として、 さん、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局により現地調査をしております。

転用目的は店舗用地で、申請地とその周りの併用地、合計2,865㎡に、被設定人がコンビニエンスストアを建てるものです。

付近への被害防止策などですが、申請地は盛土勾配を緩くし、防草シートで覆うため、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への影響ですが、申請地東側の水路にはU字溝を入れ、駐車場にかかる部分には蓋をかけるということです。汚水排水は、敷地の南側から

町公共下水道に排水し、雨水については、中央の水路に集め、北側に排水します。その他周辺農地への影響ですが、周囲に農地はないため、影響はありません。以上報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長 続いて受付番号9番について、佐藤和人委員より報告願います。

佐藤(和)委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和3年10月7日 午前9時50分から調査を行いました。
出席者は、譲渡人の さんと妻の さん、譲受人の さん、
申請代理人の 行政書士、町農業委員会より、眞鍋委員と私、事務局
により、現地調査をしております。

転用目的は 進入路用地で、譲受人が、自己の土地だと勘違いして、進入路として使用してしまっていた農地を、このたび所有権移転するために追認で転用許可を申請するものです。付近への被害防止策などですが、申請地は舗装されているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水排水は発生せず、付近に農業用排水施設もないため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、西側は譲受人の宅地、北と東側は町道に接しています。また、南側の畑との間にはコンクリートの擁壁があるため影響はありません。以上報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第41号について質疑を求めます。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第41号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第41号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、利用権設定について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 42 号 利用権設定については原案のとおり決定いたします。これをもって議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 42 号から第 45 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 42 号につきましては、相続による農地の取得でございます。10 件の届出が提出されております。なお、受付番号 25 番ですが、共同で相続したものです。また、受付番号 31 番、32 番ですが、被相続人が異なっているものです。そのほか、詳細についてはお読み取りいただければと思います。

【農地法第5条第1項第7号の規定による届出について】

事務局次長 続きまして報告第43号は、市街化区域内の転用届出であります。
受付番号3番、譲渡人は、 。譲受人は、 。
申請農地は、字本郷甲3038番 畑 114㎡。権利移転の理由は駐車場用地
です。建築物等は、駐車スペース70㎡、通路等44㎡であります。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 続きまして、報告第44号ですが、2件となります。
転用許可証の紛失により、今般地目変更のために証明書を発行したものであ
ります。詳細については、お読み取り下さるようお願いいたします。

【農用地利用配分計画への意見について】

事務局次長 続きまして、報告第45号 本件は1件であります。これは、中間管理機構
が梁田の基盤整備に関連した配分計画であります。内容はお読み取り下さるよ
うお願いいたします。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者

以上をもちまして、第 11 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 10 : 00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(4 番 諏訪 栄一)

会議録署名人 _____ 印
(5 番 野中 充)